

【1】回覧板の回数低減について(提案)

■町会役員の負担軽減策の一環として、総務副部長及び地区委員の「回覧板に要する負担の軽減」を図る。

○ 現状

- ・関与人数＝13人 総務副部長(1人)→各班長(4人)→他の各地区委員(2人)
- ・一回当たりの作業量 1人×4軒 4人×2軒 合計 12軒に持参
- ・年間持参軒数 月5回×12軒×12ヵ月＝720軒へ持参

◎特に、総務副部長の負担(月5回×4軒×12ヵ月＝240軒)が大きい。

年間60回、1.7km(坂道含む)巡回。運転免許を返上した高齢者の場合、徒歩では非常にきつい。

- ・回覧所要日数：24日間(1班 平均20軒)

日中在宅率を40%とすると、当日隣家へ回るのが8軒、1泊が6軒、2泊が6軒、
総務副部長受領から地区委員に渡るまで2日、合計24日間

○ 対策(案)

◎「回覧の定期化による回数の低減」→「定期回覧」と「臨時回覧」

- ・「定期回覧」の仕組みを導入し、回覧日を「月3回に固定する」。

- ・「定期回覧開始日」：毎月10日、20日、30日。

☆総務副部長が回覧希望物を受け取った時点で、「回覧物記載の期限まで25日を切っている」場合、
「町会の立場・公共性」を基準に判断して、回覧物に記載の期限内に回覧を終える必要性を、

①認めるものは→「臨時回覧」(従来の「至急回覧」とは別物)

②認めないものは→「次回定期回覧」

※備考：回覧物を町会ホームページに掲載する上での問題点。

①一丁目町会・全世帯アンケート(平成19年8月)の結果では、インターネット利用率は97.6%だったが、
昨今の高齢化の進展によりインターネット利用率が低下している可能性も考えれば、
ホームページに掲載しても紙の回覧をなくすわけにはいかないと考える。

②町会のホームページに簡単に掲載出来るように、「区の多数の部署が個別に、バラバラに出している
回覧物を纏めてデータ化して区のホームページに掲載し、1箇所から全てダウンロード出来るようにして
ほしい」と、「栄区役所地域振興課」に直接出向いてお願いしたが叶わなかった。

【2】災害発生時の「要援護者」「要支援者」避難対応の考え方(報告と提案)

■「災害時」避難誘導対象者：町会(本体)管掌

		記載人数	記載世帯数
①(区)「災害時要援護者名簿」	栄区作成→庄戸一丁目町会へ提供	30名	28世帯
②(町会)「災害時支援要請希望者」名簿	庄戸一丁目町会が独自に集計	33名	28世帯
	重複除く合計	48名	43世帯
	構成比	8.6%	19.4%

☆①は「自力避難が困難な人々」の「災害時・安否確認、避難誘導、救出救助を迅速に行うため」の

要援護者の公的名簿(横浜市震災対策条例第12条) ※「援護」＝「たすけ、まもること」

☆②は個人の希望に基づく私的名簿。

※「支援」＝「ささえ、たすけること」

※「日常の見守り希望者名簿」とは別物。

※「日常時」見守り：一丁目見守りの会(町会所属/別組織)管掌

■町会(本体)が作成する名簿 → 「一丁目見守りの会」にも提供する。

①(一丁目町会)災害時要援護者(避難支援)名簿	30名	28世帯
②(一丁目町会)災害時支援希望者名簿	18名	15世帯
③(一丁目町会)災害時要援護者・支援希望者名簿	48名	43世帯

■具体的対策(案)

- (1)災害時の援護・支援希望世帯が全世帯の約2割(1区画の半分以上が支援希望世帯という区域もある)。
「向こう3軒両隣り方式」は断念。→「災害時/異常連絡ボランティア」と「災害時/避難誘導ボランティア」を募集。
※「避難誘導は体力的に無理。安否確認と異常連絡なら出来る」という人達の事を考えて、分けて募集。
※ボランティアの活動は災害発生時のみ。ただ、有志が介助・介護用具の使い方を学んだり、仲間同士で「要援護者」と「避難誘導ボランティア」に扮して実地訓練を行なったりするときは町会が全面的に協力する。
- (2)(一丁目町会)災害時・避難誘導対象者マップ(町会地図上に、対象宅に個別に印を入れたもの)を作成。
区域別に分割して作成したほうがセキュリティ上はGood。、ボランティアの人数次第で検討する。
☆最大の懸案事項は、「個人情報の保護及び防犯問題」と「災害時の避難誘導支援効率」のバランス。
ポイント:①マップは、要援護・要支援の理由の記載は皆無。地図上に所在地を示しただけのもの。
②マップは、個人情報保護シールを貼ってから封筒に入れて密封。各ボランティアは各自の担当区域部分のマップのみ事前に受け取り、災害発生時のみ開封する。
※年1回、マップを更新する為に各ボランティアから古いマップを回収した際、保護シールも点検する。
※個人情報保護シール(目隠しシール)は、貼り直しができない強化タイプを採用。

■ 災害発生時の避難の流れ

- (1)「いつとき避難場所」⇒ 発災直後に、隣近所の安否確認をするところ。寝泊りは想定していない。

災害発生時	～10分後	「災害時/異常連絡ボランティア」 ①災害発生時、自身の安全確認後、対象者に「大丈夫ですか」と一声掛ける。 ②「異常あり→応援必要」の場合、[町会災害時異常連絡板]※にスマホから投稿。
避難誘導	10分後～ 60分後	「災害時/避難誘導ボランティア」 ①[町会災害時異常連絡板]※をスマホでチェック→「応援依頼」の有無を確認。 ②応援依頼があった場合、「応援依頼場所」へ駆けつける。
救出救助	～60分後	公的救助が到着するまで。町会全体で対応する。

※町会ホームページに設置済み。

- (2)「地域避難所」⇒ 町会運営(防災部主導)。短期避難場所。町会の活動拠点、情報拠点という位置づけ。

短期間(3日～1週間以内)の避難生活場所。滞在中に必要な物品(飲料水、食料、日用品、紙おむつ等)は個人及び町会が備蓄しておき、地域避難所に持ち込む必要がある。
本来は庄戸会館が該当するが閉鎖中のため、現在は「庄戸小学校の和室(1部屋)」が割り当てられている。

- (3)「地域防災拠点」⇒ ①避難場所(中長期避難生活)。②情報拠点。③公的備蓄拠点。庄戸小学校に設置。

【3】災害時、要支援者と健常者に共通の課題

栄区内で震度5強～6強の地震が起こる可能性は、今後30年間で81%(栄区の推定)
昭和56年6月に建築基準法が改正されるまでの耐震基準は「震度5で倒れない」であったため、同年以前に建てられた家屋は注意が必要。
※熊本地震での建物倒壊率:旧耐震基準では32.1%、新耐震基準では7.6%であった。
☆「地域避難所」「自宅避難生活(電気、ガス、水道なし)」の3日～1週間の備えが出来ているか?
3日～1週間分の「飲料水、食料、トイレの処理用具材など」は準備済みか?

■町会の今後の対応

- ・災害時用備蓄品の準備、耐震補強、家具の転倒防止策等の呼び掛け強化
- ・災害時用備蓄品の紹介及び共同購入なども考慮する。

以上